# デイサービスセンター三滝苑 運営規程 (指定1日型デイサービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人燈心会が開設するデイサービスセンター三滝苑(以下「事業所」という。)が行う指定1日型デイサービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 指定1日型デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、 自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う ことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向 上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域 包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提 供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 デイサービスセンター三滝苑
- (2) 所在地 広島市西区三滝本町二丁目1番1-27号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
  - (1) 管理者 1名(常勤1名、生活相談員と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - (2) 生活相談員 3名(常勤兼務1名、非常勤専従1名、非常勤兼務1名) 生活相談員は、事業所に対する指定1日型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、 利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して1日型デイサービス計画の作成等を行う。
  - (3) 介護職員 7名 (常勤専従2名、非常勤専従4名、非常勤兼務1名) 介護職員は、1日型デイサービス計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、

機能訓練を行う。

- (4) 看護職員 2名 (常勤専従1名、非常勤兼務1名) 看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名(常勤専従1名、非常勤兼務1名) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、 訓練指導及び助言を行う。

# (営業日及び営業時間等)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで及び 12月30日から1月3日までを除く。
  - (2) 営業時間 午前8時30から午後5時までとする。
  - (3) サービス提供時間 午前9時30から午後3時30分

# (事業の利用定員)

- 第6条 事業の利用定員は、次のとおりとする。
  - (1) 指定1日型デイサービス 25名

# (事業の内容)

- 第7条 事業の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 生活指導、相談援助
  - (2) 健康チェック
  - (3) 機能訓練
  - (4) 食事の提供
  - (5) 入浴介助
  - (6) 送迎

# (利用料等)

- 第8条 指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定1日型デイサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用 610円 (おやつ代含む)
- (2) 前各号に掲げるもののほか、指定1日型デイサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負

担させることが適当と認められる費用 実費

- (3) 送迎料 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行なう場合、通常の送迎の実施地域を越えた地点から路程1キロメートルあたり50円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して同意を得る。

# (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市の区域とする。

#### (衛生管理等)

- 第10条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、 必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

# (サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

# (緊急時等における対応方法)

- 第12条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、 当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要 な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情及び相談に対する体制)

- 第14条 事業者は、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定1日型デイサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の 提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用 者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を 受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者の虐待の防止のための措置)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待防止責任者の設置
  - (4) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を 現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、こ れを市町村及び地域包括支援センターに通報するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体拘束等を行う場合、以下の要件等 に鑑み、実施する。
  - (1) 事業所従業者が参加する身体的拘束等解除に取り組める会議を設置。
  - (2) 身体拘束等が必要であると事業所従業者が提案した場合、事業管理者はその必要性 (切迫性、非代替性、一時性)を2名以上で判断する。
  - (3) 事業管理者は、身体拘束等の介助の予定日を記載した処遇改善計画書を作成し、その内容を利用者又はその家族へ書面にて説明する。
  - (4) 身体的拘束等の実施期間中は、経過観察記録を作成し、そのけいかについては利用 者又はその家族へ説明する。
  - (5) 身体拘束等解除後の身体的拘束等の妥当性の検証については(1)の会議にて協議し、その記録を議事録に残す。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものと し、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1カ月以内

- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とする。
- 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間)保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人燈心会と事業所の 管理者との協議に基づいて定めるものとする。

# 附則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和元年11月1日から施行する。
- この規程は、令和5年9月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。